

千葉市子育てのための施設等利用給付費の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の11第1項に規定する施設等利用費の支給を実施するにあたり、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法、令及び府令で使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 法第30条の4各号に規定する小学校就学前子どものうち、本市に住所を有する者または本市に住所を有すると市長が認める者で、法第30条の5に基づき本市の認定を受けた者とする。

(子育てのための施設等利用費の請求)

第4条 法第30条の4第1号認定を受けた施設等利用給付認定こどもの保護者（以下「保護者」という。）の請求は、法第30条の11第3項に基づき当該特定子ども・子育て支援施設（以下「施設」という。）が請求することができる。

2 前項に基づく請求は、市長が別に定める期日までに千葉市施設等利用費請求書（様式第1号）及び千葉市施設等利用費請求金額内訳書兼特定子ども・子育て支援提供証明書（幼児教育・幼稚園）（様式第2号）を、市長に提出することにより行うものとする。

(支払いの方法)

第5条 第4条に基づく請求の支払い方法については、四半期ごとの通常払いとする。

2 前項の支払い後、園児の異動が発生した際には、施設は園児異動及び年間保育料等状況報告書（様式第3号）を市長に提出する。

3 前項の提出により、第1項の支払額に不足額が生じた際には千葉市施設等利用費請求書【再計算分】（様式第4号）及び千葉市施設等利用費請求金額内訳書兼特定子ども・子育て支援提供証明書（幼児教育・幼稚園）【再計算分】（様式第5号）も併せて提出するものとする。なお、第1項の支払額に過払い金が生じた際には千葉市施設等利用費戻入書（様式第6号）及び千葉市施設等利用費請求金額内訳書兼特定子ども・子育て支援提供証明書（幼児教育・幼稚園）【再計算分】（様式第5号）も併せて提出するものとする。

(施設等利用費の額)

第6条 施設等利用費の額は、令第15条の6に基づき別表1のとおりとし、現に当該施設等に係る特定子ども・子育て支援に要した費用の額が別表1の額を下回る場合には、現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(別表 1)

特定子ども・子育て支援施設の種類	金額（月額）	備考
私立幼稚園	28,000円	月途中の入退園等による日割り計算は別に定める
国立幼稚園	8,700円	月途中の入退園等による日割り計算は別に定める

附則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

なお、令和元年度に限り、千葉県私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める園児異動及び年間保育料等状況報告書（様式第8号）は、本要綱第5条に定める様式を兼ねるものとする。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による子育てのための施設等利用費の請求書の配付は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附則

この要綱は、令和4年9月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

幼稚園番号

年 月 日

千葉県施設等利用費請求書

(あて先) 千葉市長

幼 稚 園 名
所 在 地
(設置者) 所在地
法 人 名
代 表 者 職 氏 名

特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、千葉県に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を下記のとおり請求します。

なお、施設等利用費の審査及び支払いにあたり、次の事項に同意します。

1. 実際の利用状況等について千葉市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
2. 利用料の請求・支払状況を千葉市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
3. 千葉市の要請・質問事項等に対応し必要な書類を開示すること。

1 施設等利用費請求額

請求する 年月分	年 月～ 月分	請求金額	円
-------------	---------	------	---

2 内訳

別紙「千葉県施設等利用費請求金額内訳書兼特定子ども・子育て支援提供証明書(様式第2号)」のとおり

3 振込先

銀行	銀行名		銀行コード			
支店	支店名		支店番号			
預金種目	普通		当座		貯蓄性	
口座番号						
口座 名義人	カナ					
	氏名					

様式第2号

千葉市施設等利用費請求金額内訳書兼特定子ども・子育て支援提供証明書(幼児教育・幼稚園)

幼稚園名
所在地
(設置者)所在地
法人名
代表者職氏名

【 年 月分～ 月分】

[illegible]

幼稚園番号	
-------	--

年 月 日

園児異動及び年間保育料等状況報告書

(あて先) 千 葉 市 長 殿

所在地

幼稚園名

法人名

代表者または園長名

園児異動及び年間保育料等の状況について、次のとおり報告します。

歳児	園児 番号	園児氏名(カナ)	入園及び 千葉市への 転入年月日	退園及び 千葉市からの 転出年月日	当該年度の入園料・保育料納入状況				備考 (転出先、年間保育料に変更があった場 合はその理由を記入)
					入園料	保育料 (月額)	納入 月数	合計	
			入園	退園				円	
			転入	転出					
			入園	退園				円	
			転入	転出					
			入園	退園				円	
			転入	転出					
			入園	退園				円	
			転入	転出					
			入園	退園				円	
			転入	転出					

歳児	園児 番号	園児氏名(カナ)	入園及び 千葉市への 転入年月日	退園及び 千葉市からの 転出年月日	当該年度の入園料・保育料納入状況				備考 (転出先、年間保育料に変更があっ た場合はその理由を記入)
					入園料	保育料 (月額)	納入 月数	合計	
			入園	退園				円	
			転入	転出					
			入園	退園				円	
			転入	転出					
			入園	退園				円	
			転入	転出					
			入園	退園				円	
			転入	転出					
			入園	退園				円	
			転入	転出					
			入園	退園				円	
			転入	転出					
			入園	退園				円	
			転入	転出					
			入園	退園				円	
			転入	転出					

--	--

幼稚園番号

年 月 日

千葉県施設等利用費請求書【再計算分】

(あて先) 千葉市長

幼稚園名
所在地
(設置者)所在地
法人名
代表者職氏名

千葉県施設等利用費について、特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、千葉市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を下記のとおり請求します。

なお、施設等利用費の審査及び支払いにあたり、次の事項に同意します。

1. 実際の利用状況等について千葉市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
2. 利用料の請求・支払状況を千葉市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
3. 千葉市の要請・質問事項等に対応し必要な書類を開示すること。

1 施設等利用費請求額【 年 月 から 月分】

既交付額 円

再計算額 円

請求額 円

2 内訳

別紙「千葉県施設等利用費請求金額内訳書兼特定子ども・子育て支援提供証明書（幼児教育・幼稚園）【再計算分】（様式第5号）」のとおり

3 振込先

銀行	銀行名				銀行コード			
支店	支店名				支店番号			
預金種目	普通		当座		貯蓄性			
口座番号								
名義人	カナ							
	氏名							

様式第5号

千葉県施設等利用費請求金額内訳書兼特定子ども・子育て支援提供証明書（幼児教育・幼稚園）【再計算分】

幼稚園名

所在地

(設置者) 所在地

法人名

代表者職氏名

【 年 月分～ 年 月分】

園児番号	園児氏名	生年月日	提供日数	入園料＋ 保育料	無償化上 限額	既支給額	追給額 (月額)	月 数	追給額 (日額)	追給額計	戻入額	確定額
			提供時間帯	A	B	C	D＝B 以下	E	F	G＝D*E＋F	H	I＝C＋G－H

合計

¥

¥

請求額合計（マイナス表示の場合は戻入額）

¥

(G 合計値－H 合計値)

幼稚園番号	
-------	--

年 月 日

千葉県施設等利用費戻入書

(あて先) 千葉市長

幼 稚 園 名
所 在 地
(設置者) 所在地
法 人 名
代 表 者 職 氏 名

年 月分から 年 月分の千葉県施設等利用費について、千葉市子育てのための施設等利用給付費の支給に関する要綱第 5 条に基づき次のとおり戻入します。

既交付額 円

再計算額 円

戻入額 円

2 内訳

別紙、「千葉県施設等利用費請求金額内訳書兼特定子ども・子育て支援提供証明書(幼児教育・幼稚園)【再計算分】(様式第 5 号)」のとおりに記載しております。